

# 税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号

新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.com/>

E-mail support@ep-support.co.jp

## ヒントヒント

**考えない** 「考えないヒント・アイデアはこうして生まれる」(小山薫堂・幻冬舎新書)。ガチガチ頭で考えることをやめれば、ひらめきは必ずやってくる。氏はくまモンの生みの親、数々の人気テレビ番組を手がけている。京都へ行く。タクシーに乗り、「変なとこ行ってくれ」と頼む、運転手は知り合いの金平糖屋を案内する。数年後、ワインを飲みながらワインの金平糖は作れないかと考え、再訪する。その後、全日空から機内販売の開発の依頼が来た。高級なワインを使って金平糖を作ることを提案、採用される。その金平糖を毎回買い占める男がいるという。会う。そこの会社の化粧品のCMをやることに。偶然力。新しい何かが生まれる。

## ヒントヒント

### 税務 ミニガイド

国税庁が公表した平成28年分の路線価は、全国の平均変動率が前年比0.2%プラスとなり、8年ぶりに上昇に転じました。

上昇したのは14都道府県、下落したのは33県となっています。

なお、全国の路線価は、国税庁のホームページで確認することができます。



## 国税不服審判所長に対する審査請求

### □審査請求

国税に関する法律に基づいて税務署長等が行った更正・決定などの課税処分や差押えなどの滞納処分等に不服がある場合には、その処分の取消しや変更を求める不服申立てをすることができます。

不服申立てには、処分を行った税務署長等に対する「再調査の請求」と国税不服審判所長に対する「審査請求」の2種類がありますが、ここでは、国税不服審判所長に対する「審査請求」について、見ていくことにしましょう。

### □審査請求書の提出期限

審査請求は、審査請求書を提出することによって行いますが、その提出期限は、処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合にはその受けた日）の翌日から起算して3か月以内です。

ただし、税務署長等に再調査の請求をした場合に、その決定に不服があるときの審査請求については、再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から起算して1か月以内です。

### □提出先と提出方法

審査請求書は、その審査請求の目的となる処分を行った税務署長等の管轄区域を管轄(分掌)する国税不服審判所支部(支所)に提出することになります。

直接持参しての提出や、郵送などの方法による提出ができますし、処分を行った税務署長等を経由して提出することもできます。

### □国税不服審判所における審理

国税不服審判所では、審査請求人と原処分庁の各主張の間で争いのある点を中心に調査及び審理が行われます。

原処分庁の具体的な主張は、答弁書の形で提出され、その答弁書の副本が審査請求人に送付されますので、審査請求人は、答弁書に対する反論を記載した反論書を提出することや自らの主張を裏付ける証拠書類等を提出することができます。



○「桃栗3年、柿8年」とは、これらの木が芽生えの時から結実するまでの年数。実はこの続きがある。ただし、内容は地方によって様々。例えば、「ユズは早く13年」「ビワは9年で登りかね、梅はすいすい13年」など。「梅は酸い酸い13年、ユズは大バカ18年、リンゴはにこにこ25年、女房の不作は60年、亭主の不作はこれまた一生」というものもある。



きます。

また、審理を行うため必要があるときは、担当審判官は、審査請求人・原処分庁の申立てにより又は職権で質問、検査等を行います。

### □口頭意見陳述

審査請求人は、その主張を書面で提出するほか、口頭意見陳述をすることができます。口頭意見陳述には、原則として、原処分庁の担当者も出席することになり、当審判官の許可を得た上で、原処分庁の担当者に質問をすることもできます。

### □採決

調査及び審理が終了すると、国税不服審判所長は、採決を行います。採決には、①全部取り消し、②一部取り消し、③変更、④棄却、⑤却下があります。

### □訴訟

審査請求人は、採決の結果、なお不服がある場合には、採決があったことを知った日の翌日から6か月以内に裁判所に訴え提起することができます。また、3か月以内に採決がされないときは、採決を経ないで訴え提起することも可能です。

なお、原処分庁は採決に不服があっても訴え提起することはできません。

## 名義財産とは何か？ —被相続人に帰属する 名義財産の扱い—

名義財産という言葉をよく聞きます。現実の社会では、色々な実情で他人名義で財産を取得したり、他人の名義に変更することがよくあります。今回は、名義財産と課税の扱いにスポットを当ててみます。

**(1)具体例** 債務執行を回避するため預貯金などの名義を家族名義にするケースや金融目的のため譲渡担保として土地を債権者名義に変更するケース等が考えられます。とくに相続税において課税上よく問題となるのが、被相続人以外の他人名義の財産の帰属です。その典型的なケースが、家族や知人の名義を借用した預貯金等（名義預金）と、過去に会社設立時に借りた家族や知人名義の株式等（名義株式）があります。

**(2)考え方** 被相続人と異なった名義の財産であったとしても実質的に被相続人に帰属する財

産だとすれば、その財産は相続財産となります。

**(3)各種広報事例** 国税庁①「相続税の申告のしかた」Q & A 家族名義の財産は？ [問] 父（被相続人）の財産を整理していたところ、家族名義の預金通帳が見つかりました。この家族名義の預金も相続税の申告に含める必要があるのでしょうか。[答] 名義にかかわらず、被相続人が取得等のための資金を拠出していたことから被相続人の財産と認められるものは相続税の課税対象となります。したがって、被相続人が購入（新築）した不動産でまだ登記をしていないものや、被相続人の預貯金、株式、公社債、貸付信託や証券投資信託の受益証券等で家族名義や無記名のものなども相続税の申告に含める必要があります。②「相続税のあらまし」相続税が課される財産の項、③「相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集」事例⑥の被相続人以外の名義の財産（預貯金）、④「相続税の申告のためのチェックシート」の有価証券と現金・預貯金の項。等々積極的広報が目立ちますので申告時には呉々も対応は慎重に行いたいものです。

### ナマの税務相談室

**Q** 相続人間の財産分割が思うように整わず苦労いたしました。平成26年4月に相続が発生いたしました。当初はそれほどこじれるとは思わなかったのですが、5人が5通りそれぞれ主張があり、申告期限までに遺産分割協議が整わず、未分割のまま法定相続分に従って相続税の申告を提出いたしました。

本当に財産の分割は大変だということが身に沁みました。

**A** ご苦労さまです。  
まとめ役が一番大変です。  
結局、法廷に持ち込まれ、先般家庭裁判所の審判により今年8月にやっと分割が決定いたしました。

**A** 時間がかかりましたが、決着してよかったです。  
今日お伺いしたのは税務申告、税金の精算方法をご教示頂きたく参上いたしました。

### 大変だった

### 円満相続

と申しますのは法定相続分より過大に相続するものが2人、逆に過小に相続するものが3人です。各人がそれぞれ修正申告、更正の請求をするのですか？また、小規模宅地の特例の適用は受けられますか。なお、申告期限後3年以内の分割見込書は提出いたしております。

**A** 現在法定相続分で皆さん平等に納税されていますが、基本的には相続で取得した財産に応じて納税します。裁判所で審判のあったことを知った日の翌日から4か月以内に納税の減額請求を求める更正の請求を提出いたします。この場合は各人ごとに税務署長に更正の請求を提出いたします。一方、法定相続分より多く取得した相続人は修正申告書を提出しなければなりませんが、共同で申告することもできます。また、居宅用宅地の評価減の特例は、相続人が当該居宅に申告期限まで継続居住することが要件です。

### ナマの税務相談室

暦年贈与サポートサービス  
なら暦年贈与課税なし

**国税**税庁の「贈与税がかかる場合」というタイトルのタックスアンサーで、「毎年100万円ずつ10年間にわたって贈与を受ける場合には、各年の受贈額が110万円の基礎控除以下なので、贈与税がかからないことになりますか」という問い合わせを発し、これを申告不要としつつ、「ただし、10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与を受けることが、贈与者との間で約束されている場合には、1年ごとに贈与を受けると考えるのではなく、約束をした年に、(10年間にわたり毎年100万円ずつの給付を受ける権利)定期金に関する権利の贈与を受けたものとして贈与税がかかります」と答えていました。

**こ**こから、暦年贈与は課税の対象となる、と警戒されていましたが、最近、国税庁のホームページに「暦年贈与サポートサービスを利用した場合」という「事前照会に対する文書回答事例」が公表されました。暦年贈与でも課税されない、という内容です。

**贈**与は、民法上、「当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる」とこととされており、贈与者と受贈者の双方合意で成立するものであり、また、贈与による財産の取得時期については、相続税法通達において、書面によるものは契約効力発生時と取り扱われているので、

暦年贈与サポートサービスでは、金融機関が、贈与の都度、贈与者・受贈者間の意思確認を行った上で、その双方合意による贈与契約の成立を証する贈与契約書に基づいて贈与資金の払出し・振込（預金の振替）を行うので、本件サービスに基づき行われる贈与は、各年に締結される贈与契約の内容に基づき、各年の贈与として贈与税の課税が行われることとなるものと解するのが相当であり、本件サービスを利用した贈与は、「定期金給付契約に関する権利」の贈与に該当するものではないと考えられる、と照会者は根拠を述べています。

 税庁は、これに対し「貴見のとおりで差支えありません」と回答しています。

**暦** 年贈与計画に基づく贈与  
であっても、手続きを踏んでいれば、課税なしという  
画期的なものと言えます。

自分の知らないことに興味を持つたり、なぜだろうと立ち止まる」とをしないと、一日はあつという間に過ぎていく。



## ・10月の税務メモ

—(国 稅)

- 9月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
  - 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知（税務署長より）
  - 8月決算法人の確定申告
  - 29年2月決算法人の中間（予定）申告

### 一、(地方税)

- |     |  |
|-----|--|
| 11日 | ○9月分個人住民税特別徴収分の納付  |
| 17日 |  |
| 31日 | ○8月決算法人の確定申告<br>○29年2月決算法人の中間(予定)申告<br>○個人住民税の普通徴収分第3期納付 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。